愛読者各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年11月

株式会社日本法令出版課・編者

**『28年版　年末調整の仕方と１月の源泉徴収事務』（平成28年10月10日発行）**

**お詫びと訂正**

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。

謹んでお詫び申し上げます。

記

●P.171、191　源泉徴収簿の「年末調整」の欄の⑱の上段

【誤】2,276,000　→　【正】2,376,000

●P.181　源泉徴収簿の「賞与等」の欄の支給月６月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」

【誤】1,018,922　→　【正】1,018,992

●P.204「設例」の「年間社会保険料」の額

【誤】4,228円　→　【正】4,107円

●P.240「作成，提出，交付義務者」欄の上から２行目

【誤】平成27年中に　→　【正】平成28年中に

●P.241 「提出，交付の期限」欄の上から１行目

【誤】平成27　→　【正】平成28年

●P.241 「提出範囲」欄の中の表　「受給者の区分」①の欄　上から５行目

【誤】平成27年中にこれらの役員であった人　→【正】平成28年中にこれらの役員であった人

●P.244 「社会保険料等の金額」欄の上から５～７行目

【誤】(注)１　年末調整の際に控除した社会保険料の金額に，国民年金保険料及び国民年金基金の加入者掛金の金額がある場合には，その国民年金保険料等の支払金額を「摘要」欄に記載します（後記の「摘要」欄の記載方法参照）。

→【正】（アンダーライン削除）

●P.247 「備考」欄の上から７～８行目

【誤】市区町村に提出する給与支払報告書には記載することとなっています。

→【正】市町村に提出する給与支払報告書には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載することとなっています。

●P.247 「備考」欄の下から１行目

【誤】（1）210987654321　（3）321098765432　→【誤】（アンダーライン箇所削除）（3）321098765432

●P.248　「支払者」欄の(注)の2～3行目

　【誤】なお，給与の支払を受ける人に交付する源泉徴収票には，個人番号は記載しません。

→【正】なお，給与の支払を受ける人に交付する源泉徴収票には，個人番号及び法人番号は記載しません。

●P.264 「支払金額」欄　上から１行目

【誤】平成27年中　→　【正】平成28年中

●P.264 「源泉徴収税額」欄　上から１行目

【誤】平成27年中　→　【正】平成28年中

●P.265　「平成28年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の支払金額の２行目

【誤】813,000　→　【正】1,813,000

●P.266　「平成28年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の支払金額の２行目

【誤】800,000　→　【正】1,800,000

●P.272 「「原稿料，作曲料，放送謝金，講演料等の報酬又は料金」から「賞金」までの各欄」の記載方法の欄　上から２行目

【誤】平成27年中　→　【正】平成28年中

●P.314　問124の答の4～5行目

【誤】ただし，本人に交付する給与所得の源泉徴収票については，給与等の支払をする者の個人番号又は法人番号の記載は不要です。

→【正】ただし，本人に交付する給与所得の源泉徴収票については，（アンダーライン箇所削除）個人番号又は法人番号の記載は不要です。

●P.314　問125の答の1～2行目

【誤】本人に対して交付義務のある源泉徴収票については，本人及び扶養親族等の個人番号を記載して本人に交付しなければなりません。

→【正】本人に対して交付義務のある源泉徴収票については，本人及び扶養親族等の個人番号を記載せず本人に交付しなければなりません。

以上